

議案第 75 号

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 日 提 出

茨城県石岡市長職務代理者

石岡市市長公室長 神 谷 一 美

提 案 理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い，所要の改正を行うため。

石岡市印鑑条例の一部を改正する条例

石岡市印鑑条例（平成17年石岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の２号を加える。

- (3) 特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）
- (4) 特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）

附 則

この条例は，令和８年６月14日から施行する。